

## I. はじめに

少子高齢化が急速に進展し、2025年には、わが国の人口構成は4人に1人が後期高齢者になるといわれ、介護を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれています。こうした中、地域で高齢者の生活を支える福祉・介護人材の確保は大変きびしい情勢にあります。現内閣により昨年閣議決定された「ニッポン1億総活躍プラン」では「介護離職ゼロに向けた取り組み」として、更なる介護職員処遇改善加算の引上げ、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、経済連携協定（EPA）に基づく専門的介護人材の活用や外国人材の受入れ策などが打ち出されております。しかしながら、介護の現場においてはいずれも即効性のある治療薬とは言い難いのが現状であります。

一方、平成29年4月1日から「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法人として経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上や地域における公益的な取組の実施など、社会福祉法人の果たすべき役割にますます期待が高まっております。

当法人は、これらの課題や地域社会の期待に対して、今年度着工を控えている新規事業計画とも連動させながら、法人役職員が一丸となって最大限の力を発揮し、法人理念・実践要綱の確実な取り組みを進め、より質の高いサービスを地域へ提供してまいりたいと考えております。

## II. 法人理念・実践要綱

### 1 理念

安心できる環境で良質かつ専門的な福祉サービスを提供する。

### 2 実践要綱

#### (1) 良質な福祉サービス

- 利用者・御家族の尊厳を尊重し、生きがいのある自立した生活を実現できるように支援する。
- 専門的な知識と技術を研鑽し、常に地域福祉の先端を目指す。
- 教育、研究分野に対する積極的な姿勢を持ち、福祉サービスの向上を図る。

#### (2) 社会貢献

- 地域の住民、行政、関係機関と連携を図り、地域の福祉ニーズに積極的に対応する。
- 地域の皆さんと分け隔てなく支え合う、幅広い福祉サービスを提供する。

(3) 利用者の満足

- 思考と行動を利用者中心とし、利用者、家族から信頼される福祉サービスを目指す。
- 相手を尊重し、暖かみのある対応を心がけ、心が通い合う福祉サービスを提供する。

(4) 職員幸福

- 職員全員が福祉の心を持ち、自己を高めることができる人材を育成する。
- 職員その家族の幸せを考えられる職場作りに努める。

### Ⅲ. 計画内容

#### 1 重点取組項目

- (1) 社会福祉法改正に向けた対応の強化
- (2) 人材確保対策の検討及び推進
- (3) 新規事業開設へ向けての調整と推進
- (4) 既存事業の運営推進

#### 2 推進方策

(1) 社会福祉法改正に向けた対応

「良質な福祉サービス」の提供を目的として、その根拠及び基盤である「社会福祉法の改正」に即応し、当法人として次の事項の取り組みを行います。

- ①新役員の決定及び新理事会開催と理事会ガバナンスの確立
- ②新評議員会開催
- ③新会計システム運用と「財務諸表等電子開示システム」の運用
- ④公認会計士による経理指導
- ⑤改正に対応した事業報告書、財産目録、計算書類、定款、事業計画書等の整備
- ⑥社会貢献、地域公益事業の実践

(2) 人材確保対策の検討及び推進

「良質な福祉サービス」の提供と「利用者の満足」及び「職員幸福」を達成するために必要となるマンパワーの確保に向け、当法人として次の事

項の取り組みを行います。

- ①各種学校等への求人訪問
- ②東北圏への求人訪問及び広報活動
- ③リハビリテーション課等における実習生受入体制の準備と受入
- ④介護職員初任者研修事業の広報活動推進及び実施
- ⑤法人ホームページ活用による求人
- ⑥新規事業開設へ向けた広報活動の強化

### (3) 新規事業開設へ向けての取り組み

「社会貢献」、「利用者の満足」の実現のため、地域における多様なニーズに corres 応えるよう、当法人として次の「仮称・複合型施設いなほ」及び「仮称・養護老人ホーム新ひのき荘」の整備・運営に取り組みます。

#### 【仮称・複合型施設いなほ】

- ①円滑に事業を推進・管理する体制の確立
- ②実施設計をはじめとする着工へ向けての各業者等との調整
- ③各業者との適切な入札の実施と透明性の確保
- ④着工に向けての仮職員駐車場の確保
- ⑤効果的な新採用職員の求人・採用試験の実施
- ⑥新採用職員等の研修開催
- ⑦新規事業のサービス・プログラム構築（特養・通所介護・自立訓練等）
- ⑧円滑な備品等の購入及び納品調整
- ⑨各補助金、貸付金申請及び実績報告書等作成、提出
- ⑩事業指定申請書、各種許可申請書、届出書の作成、提出

#### 【仮称・養護老人ホーム新ひのき荘】

- ①江差町との調整及び提案
- ②計画地購入に向けての準備及び調整
- ③各関係機関、団体等との調整

### (4) 既存事業の運営推進

——介護老人保健施設いなほ、ケアプランセンターほなみの運営

#### 【社会福祉事業】

地域における社会福祉事業の主要な担い手である社会福祉法人として、次

の事業を確実、効果的に実施するとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業運営の透明性の確保に努めます。

①無料低額老人保健施設事業

- ・総延利用者に対し10%以上を維持

第2種社会福祉事業として実施するにあたり、生活保護を受けている方、費用の減免を受けている方の延べ数が入所者総延べ数の10%以上であることが必要のため、対象となる利用者の確保に努めます。

- ・家族や地域住民に対する相談支援の実施
- ・生活保護受給者へ福祉事務所と連携した支援

②医療型短期入所（障害福祉サービス）

- ・重症心身障害者等をケアしているご家族からの相談に対応
- ・重症心身障害者等をケアしているご家族へのレスパイトケアを提供し、在宅生活の継続を支援

【公益事業】

社会福祉法人が行う公益事業として、介護老人保健施設などその経営基盤の強化を図るとともに、地域の介護、福祉ニーズにできる限り応えた社会福祉事業と関連性を持たせた運営を行います

さらには、要介護・要支援高齢者の在宅生活の継続を可能とする、次の事業の効果的な運営に努めます。

①介護老人保健施設事業

- ・目標稼働率96%（平均1日利用者数92名）

より多くの高齢者を支援し、在宅復帰を促進することで、利用者を安定的に確保し、経営基盤の強化を図ります。

- ・残存能力の維持向上を図る在宅復帰に向けた機能訓練の実施

②短期入所療養介護事業（介護予防サービス含む。）

- ・目標稼働率2%（平均1日利用者数2名）

できる限り地域のニーズに応えることで、空床を効果的に活用し、併せて経営基盤の安定を目指します。

- ・短期集中的な機能訓練の実施及び評価による在宅生活におけるADL・IADLの向上

- 同居ご家族へのレスパイトケアの提供、在宅生活継続の支援

③通所リハビリテーション事業（介護予防サービス含む。）

- 目標稼働率80%（平均1日利用者数36名）

できる限り地域からの利用要望に応えるとともに、利用者にとって魅力ある事業展開に努めることで、利用者の安定的な確保を図り経営基盤を強化します。

- 継続的な機能訓練を実施及び評価し、在宅生活が可能な限り維持できるよう支援

④居宅介護支援事業

- 介護支援専門員 1名増員（計3名）
- 居宅介護支援利用者目標件数 87件/月

地域からの利用ニーズの増加に応え、介護支援専門員を増員し、「特定事業所加算Ⅲ」を算定可能な事業所体制とすることで、経営基盤の強化を図ります。さらには、特定事業所としてのサービス提供に応えられるよう各介護支援専門員のスキルアップ向上を目指します。

# 地域密着型特別養護老人ホーム等建設整備計画

社会福祉法人雄心会

## 1 趣旨（目ざす姿）

国は、2025年（平成37年）を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援、サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。この地域包括ケアシステムは「ニーズに応じて住宅が提供されることを基本とした上で」（厚生労働省地域ケア研究会告書）さまざまな福祉サービス、生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されるような地域での体制と定義されている。

こうしたことから、当法人としても、既存の老人保健施設に接続して地域密着型特別養護老人ホーム、各種通所事業、そして安心して居住できる「住まい」（エイジング・イン・プレイス（その人らしく最期まで）を可能とする住宅）の整備を進め、これら事業が一体となって提供される支援機能を持ち、地域包括ケアシステム体制を推進する居宅生活支援のための拠点となる複合型施設としての整備を目指す。

特に、地域においては、医療的ケアと介護ケアの両方を必要とする方、医療的ケアを受けていることで独居生活に不安のある方、地域移行を目指す全身性障害などの重度障害のある方、介護や見守りが必要な高齢者と障害のある子の世帯、一人親と重度の障害のある子の世帯など、制度と制度の狭間にあり、縦割りのサービス提供だけでは対応できない複数の課題がある方々への取り組みを進めることが必要となっている。

一方、昨年、社会福祉法が改正され、社会福祉法人制度が大きく変化している。経営組織のあり方の見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などに加え、地域における公益的な取り組みの実施、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下が義務づけられた。こうした、改革の動きを踏まえ、この整備計画は、社会福祉法人の地域公益事業の展開の場、福祉サービスの再投下の場を創設するものとも位置づけている。

## 2 整備計画

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 名称     | (仮称) 複合型施設いなほ   |
| (2) 施設及び事業 | ①介護関係施設事業<br>地域密着型特別養護老人ホーム（定員27名）、通所介護（定員60名）、短期入所生活介護（定員3名）<br>②障害者関係事業<br>多機能型自立訓練（定員19名）<br>③有料老人ホーム関係<br>有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（定員44名） |

付属施設（居宅介護支援事業所等）

(3) 規模及び構造

鉄骨コンクリート造り4階建

(4) 整備面積

6,698.97㎡

内	介護関連施設、事業	3,147㎡
	障害者関係事業	439㎡
訳	有料老人ホーム関係事業	3,113㎡

(5) 敷地面積

9,614.64㎡

### 3 各施設事業・事業の概要と特徴

整備項目	定員（整備量）	特徴的な整備、運営等
地域密着型特別養護老人ホーム (介護保険法・老人福祉法)	27名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人保健施設を本体施設とするサテライト型として整備する。</li> <li>○2階部分に、3ユニットを整備し、各ユニットは、特別養護老人ホーム入居者9名に短期入所生活介護利用者1名の10名で1ユニットを構成する。</li> <li>○各居室は、看取り介護、障害の重度化に対応できるよう基準面積（10.65㎡）を上回る12.96㎡とする。また、洗面台、クローゼット（収納スペース）を備えたものとするとともに、馴染みのものを持ち込めるスペースを確保する。</li> <li>○「おむつ外し」へのチャレンジとして、各ユニットのトイレの数は基準より多い3カ所とする。</li> <li>○各ユニットには、ユニットバスを整備し、個浴により対応しなければならない利用者（障害が重度重複されている方、大きな浴槽による入浴に不安を感じる方など）への対応や家庭復帰を念頭に置いたより家庭に近い雰囲気での入浴のかたちを確保する。</li> <li>○各ユニットの共同生活室は、食堂と合わせ125.08㎡～141.70㎡と広めに整備し、食堂スペース以外でも、各ユニット毎に家具の配置などによる工夫や特徴を持たせることで、「家庭らしさ」の演出を可能とする。</li> <li>○各ユニットには汚物処理の環境整備をし、処理前の汚物が他の空間へ拡散するのを防止するなど感染症対策に配慮したものとする。</li> </ul>

		○地域交流スペースを整備し、地域やボランティア等との交流の場、特別養護老人ホームとして機能を発揮した上で、既設老人保健施設、通所事業等と連携し、利用者の在宅復帰、居宅生活の可能性を支援する活動の場とする。
--	--	--

整備項目	定員（整備量）	特徴的な整備、運営等
短期入所生活介護 （介護保険法、老人福祉法）	3名	○入所施設利用者として混合のユニットを組むことで、入所利用者と在宅者との交流の促進と在宅生活から施設利用、施設利用から居宅生活への復帰などへのスムーズな移行への取り組みを目指す。 ○本体施設である老人保健施設と密接に連携し、医療的ケアを必要としている要介護・要支援認定者など既存の特別養護老人ホームでは受入が難しいと言われている方々への取り組みを積極的に進める。
通所介護（介護保険法）	60名	○大規模型 定員60名 従来の通所介護に比べ次の機能を強化したものと する。 1.認知症対応機能 その人らしさの維持によるBPSDの予防 2.重度者対応機能 医療的ケア、重度介護への対応 3.心身機能訓練～生活行為力向上訓練機能 脳梗塞や転倒骨折の回復期、維持期の機能訓練 4.地域連携拠点機能 多様な機能発揮、地域連携のマネジメント機能 ○系列の医療法人・医療機関と連携したリハビリテーションの提供、急性期から回復期、回復期から維持期といった一貫したサービス提供における維持期リハビリテーションの役割を果たし、医療部門と介護部門の役割の明確化の中で、利用者本位のリハビリテーションの新たな流れを提案する。 ○多様な生活リハビリメニューを準備する。これまで地域になかったサービスメニュー（カフェ等設置）



		<p>を開拓し、個々の高齢者などのニーズや興味に応じた活動に取り組むとともに、地域で交流がなく引きこもっていた方々へのアプローチを行う。</p> <p>○通所介護の情報集積機能を活かし、生活支援、ボランティア活動支援の機能を強化するため相談支援、地域支援を担当するスタッフを配置し、居宅介護支援事業所等と連携した取り組みを行う。</p> <p>○余剰スペースを活用し北斗市と連携の上、介護予防（「新しい総合事業」など）や高齢者等の健康づく活動等にも取り組む。</p>
--	--	---

整備項目	定員（整備量）	特徴的な整備、運営等
多機能型自立訓練 （障害者総合支援法）	19名	<p>○脳疾患後遺症などの中途障害の肢体不自由者などを中心に、機能訓練、生活訓練等を行う。</p> <p>○重度肢体不自由者（全身性障害など）、重度重複障害者、医療的ケアを必要とする障害者など、道南地区において受入が限られていた方々への対応に取り組む。</p> <p>○地域に不足している障害者の居場所づくりの場としても活用し、引きこもりがちな障害者の孤立防止と社会参加の促進を支援する。</p> <p>○災害から安全な地域に立地していることから、障害者の災害避難スペースを整備し、福祉避難所としての指定を受けることを目指す。</p> <p>○本体施設が実施している障害福祉サービス（医療型短期入所事業）と連携し、通所によるレスパイト機能と合わせた取り組みを行う。</p>
有料老人ホーム （老人福祉法、社会福祉法 施行令第4条第7号の公益 事業、サービス付高齢者向 け住宅）	44名	<p>○低所得者向けの住宅型有料老人ホーム（一部生活保護基準での入居が可能となるものとする。）としての機能・体制を整備する 単身世帯 24戸 夫婦世帯用 10戸</p> <p>○ケアコンシェルジュを配置し、相談業務にとどまらない幅広い支援業務に取り組む。</p> <p>○全身性障害者などの常時介護が必要な重度の障害者（先天的な重度障害のある高齢者など）や高齢者</p>

		<p>の親と障害者の子といった方々の利用受入など多様な高齢者の居住ニーズに対応する。</p> <p>○第7期介護保険事業計画期間内で特定入居者生活介護（外部サービス導入型等による。）の指定を受けることを目指す。</p> <p>○医療機関と連携し、医療的ケアが必要な方へのサービス提供や居宅での看取り介護サービスの提供をめざし、支援に十分なスペースとして整備する。</p> <p>○居宅支援のための、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を併設事業所として整備する。</p> <p>○多目的スペースを整備し、住民（居住者）による自主的活動や文化・芸術などのサークル活動、ボランティア活動など多様な居住者・地域住民交流活動の場とする。</p>
--	--	---

#### 4 再生可能エネルギー施設への取り組み

再生可能エネルギー（地熱等の利用）、エネルギー効率の高い設備（ヒートポンプ熱源装置等）の整備に取り組み、低酸素建築物の認定等を目指し、運営コストの縮減などによる、運営の安定化を図る。

## 5 整備日程

年 月	行 程 等
29. 4	補助内示、補助申請（交付決定）、機構貸付申込み
5	予定価格、契約方法等決定、公示（振興局報告）
7	入札（振興局立会）、契約、入札結果閲覧
8	工事開始
10	中間検査（振興局報告）
30. 2	事業開始届、指定申請
3	建築確認検査、消防検査、完成検査、引き渡し
4	補助金実績報告、補助金検査、額の確定通知